

草加市教育委員会会議録

平成27年第11回定例会

平成 2 7 年草加市教育委員会第 1 1 回定例会

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日（木）午後 1 時 3 0 分から
草加市役所本庁舎西棟教育委員会会議室（4 階）

○議 題

- | | |
|-----------|--|
| 第 4 0 号議案 | 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について
(平成 2 7 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）) |
| 第 4 1 号議案 | 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 4 2 号議案 | 草加市立小中学校土曜授業等実施要項を定めることについて |
| 第 4 3 号議案 | 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について
(草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の制定について) |
| 第 4 4 号議案 | 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する
規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 4 5 号議案 | 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改
正する基準の制定について |
| 第 3 8 号報告 | 職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 3 9 号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 4 0 号報告 | 平成 2 7 年草加市議会第 1 回臨時会に係る報告について |
| 第 4 1 号報告 | 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について |
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇田川 久美子

○説明員

教育総務部長	今	井	規	雄
教育総務部副部長	橋	本	政	幸
教育総務部副部長 (兼)総務企画課長	青	木	裕	
学 務 課 長	川	崎	淳	一 郎
指 導 課 長	三	浦	伸	治
教育支援室長	山	根	明	
中央図書館長	松	川	令	久

○事務局

書	記	飯	野	光	政
		山	岸	亮	

○傍聴人 1 人

午後１時３０分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成２７年教育委員会第１１回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件を含めまして、議案が６件、報告が４件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第４０号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について

（平成２７年度草加市一般会計補正予算（第３号））

○高木宏幸教育長 初めに、第４０号議案につきまして、青木教育総務部副部長より説明させます。

○説明員 それでは、第４０号議案、教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（平成２７年度草加市一般会計補正予算（第３号））について申し上げます。

この議案でございますが、議会の議決を経るべき事案について、草加市長から教育委員会

の意見を求められておりますので、教育委員会にお諮りをし、ご意見をいただくものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入の内容でございます。

歳入は、教育を目的としまして、市民から寄附金2件、合計10万円をいただきましたので、これを歳入として計上し、教育寄附金の追加を行うものでございます。なお、内容については歳出の方で説明させていただきます。

続きまして、歳出の補正につきましては、10款教育費、学務課の学校就学援助事業、小中学校いずれも就学援助受給者数が当初の見込みよりも増加するために、扶助費について、小学校費453万7,000円、中学校費465万7,000円の追加を行うものでございます。

次に、先ほど歳入のところでご説明いたしました寄附金の内容について申し上げます。

まず、10款4項の寄附金の1件目につきましては、市民から新成人の集いの充実を目的に寄附金5万円をいただいたため、生涯学習課の新成人の集い企画運営事業において、成人式の式典の演台に設置する飾り花を購入するものでございます。

寄附金の2件目につきましては、市民から、教育の充実を目的に寄附金5万円をいただいたため、図書館情報サービス管理運営事業におきまして、公民館で実施をしています読み聞かせ用の大型絵本を購入するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明を申し上げます。学校給食推進事業中学校において、新田中学校を除く10校で実施しております学校給食調理業務委託の契約期間が、今年度をもって終了することから、平成28年4月1日から平成30年3月31日まで、3年間の学校給食調理業務委託を行うため、限度額7億1,869万1,000円の債務負担行為の追加を行うものでございます。説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　22ページにも出ておりますが、学校就学援助事業で当初の見込みより増加するためという説明がありましたが、その状況について、予想をはるかに超えているのか、厳しい状況ではあるとは思いますが、お願いいたします。

○高木宏幸教育長　川崎学務課長。

○説明員　小学校につきましては当初よりも78人、中学校につきましては35人、見込み以上に増加しておりますが、これは例年並みで、特に今年だけ多いということはございません。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４０号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４０号議案については、可決いたします。

◎第４１号議案 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

◎第４２号議案 草加市立小中学校土曜授業等実施要項を定めることについて

○高木宏幸教育長 次に、第４１号議案、第４２号議案につきましては、関連しておりますので一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 それでは、第４１号議案、第４２号議案を一括審議としますが、第４１号議案は第４２号議案の実施に伴い、必要となる規則改正でございますので、第４２号議案、第４１号議案の順で説明をさせていただきます。

第４２号議案につきましては三浦指導課長より、第４１号議案につきましては川崎学務課長より順次説明させます。

○説明員 それでは、まず第４２号議案についてご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由をご覧ください。より十分な授業時数を確保し、学力の向上や子どもと向き合う環境づくりを推進するため、草加市立小中学校土曜授業等実施要項を定める必要を認めたことが、本議案を提出する理由でございます。

本実施要項についてご覧ください。概略を説明申し上げます。

１、目的と期待される効果をご覧ください。（１）目的、ア 授業時数のより十分な確保を図る。イ 土曜日等における児童生徒の有意義な過ごし方を支援する。ウ 開かれた学校づくりをより一層推進する。ア、イ、ウという表記となっておりますが、この順番は順位を示すものではないです。３つの目標を掲げているということでご理解いただければと思っております。

次に（２）期待される効果、でございます。期待される効果につきましては、土曜授業等検討委員会で委員の方々からの児童生徒のために実施するという点を大事にしてほしい、といったご意見をいただきましたことを受けて、児童生徒の視点からの表現とさせていただきました。

すなわち、アは、学力の向上につなげる。イは、安心して学校生活を送る。ウは、学習活動を広げるという3つの視点を掲げさせていただきました。

2、実施内容につきましては、(1)土曜授業の名称は草加サタデースクールとする。(2)土曜授業はここのア、イ、ウに示したような保護者・地域との連携協力による体験活動を含め、通常授業を行う。(3)夏季休業日を3日間短縮し、最初の日を始業日とする。(4)開校記念日(平日)は授業日とするとしております。

3、実施方法でございます。(1)授業時数のより十分な増時数分として、年間30時間程度を確保する。(2)土曜授業を年間で5回実施する。原則として6、7、9、11、1月の第2土曜の半日。(3)夏季休業日を3日間短縮し授業を実施するとしております。

4、配慮事項でございます。(1)土曜授業実施に伴う教職員の勤務については、条例等によって適切に行うというもの。(2)土曜授業実施に伴う市職員の勤務については、教育委員会で適切な措置を行うということにしております。(2)児童生徒が学校外の活動に参加する場合の出欠席の扱いは、通常の課業日と同様とするとしております。

なお、(1)アの中にあります学校閉庁日等の「等」につきましては、県民の日、あるいは長期休業日を想定して、「等」としてしております。

5、その他、土曜授業の実施に関し、必要な事項は別に定める。必要な事項としましては、今後、学校閉庁日の指定ですとか、あるいは土曜授業等の実施に伴う草加寺子屋土曜学習の回数等を想定しております。

6、施行日、平成28年4月1日となっております。説明は以上でございます。

○説明員 続きまして、第41号議案についてご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由でございますが、第42号議案と一体的なものになりますので同じでございます。

草加市立小・中学校管理規則の一部、第2条第2項第1号中「8月31日」を「7月31日」に、「9月1日」を「8月1日」に改めます。第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「8月31日まで」の次に「の間で草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「草加市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改めます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するものといたします。

なお、参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしました。

また、別紙、参考資料といたしまして、草加市立小・中学校管理規則を付けておりますので、

よろしくお願いいたします。以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員　37ページの2番、実施内容の(4)の開校記念日の件で、開校記念日も授業日とするということで、今までは各校お休みしていたと思うのですが、その辺の経緯と、これを行うことによる目的のところに挙げられていることの他にもメリットや、逆にここはどうだろうと検討に挙がったようなデメリット、そういったこともあったら教えていただければと思います。

○高木宏幸教育長　三浦指導課長。

○説明員　開校記念日につきましては、まずは授業時数のより十分な確保、年間で30時間程度を確保するという趣旨、ここは外せないところかなと。あともう1点は、検討委員会の中では、開校記念日を授業日としている市町村というのは、県内3分の1程度から半分程度あります。そうしたことから、ここにつきましては、大きな議論というものは特にございませんでした。

また、市内の半分近く、開校記念日が5月4日のお休みだったり、他の休日と重なったりしているところも現実としてはあります。実際には、それ以外の平日が開校記念日に当たるような学校で、例えば谷塚小学校であると1月25日が開校記念日に当たるわけですが、他の学校はそこが授業日になっておりますので、そういった面では、谷塚小学校がマイナス1日と考えられます。そうしたことから、ここはそれほど大きな課題とはなっておりませんでした。

○加藤由美委員　来年度からということだと思うのですが、どのような形で、いつぐらいから、父兄のほうにお知らせはあるのでしょうか。

○高木宏幸教育長　三浦指導課長。

○説明員　ここで決定をしていただきましたら、11月27日に予定しております校長会で、まず小中校長に周知をいたします。また、各団体、例えば草加市スポーツ少年団等につきましても同じような時期に周知するとともに、各保護者への通知文につきましては、委員会で作成し、各学校から年内には各家庭に届くように通知をしていきたいと考えています。

○宇田川久美子委員　意見があるということではないのですが、色々な名称案があった中で、草加サタデースクールにした経緯を教えてください。

○高木宏幸教育長　三浦指導課長。

○説明員　様々なご意見をいただきました。その中で、土曜の活動が、例えば勉強一本という

ように、名前で限定されることなく、色々な体験活動がイメージできるような、名称によって特定な形をイメージできるというよりは、幅広くしたほうがいいかなということから、草加土曜学校、草加サタデースクールとさせていただきました。

○加藤由美委員 この先、もう少し土曜日の授業を増やそうとか、そういう予定はしているのでしょうか。

○高木宏幸教育長 三浦指導課長。

○説明員 検討委員会等でも、これで固定ということではなく、平成28年度に試行的に進める中で、この要項等の改定も今後あるかもしれません。また、日数についても、授業時数についても、その都度必要が生じたときに見直しをしていきたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 何点かあるのですが、1点目は、1の目的と期待される効果。これは先ほど順番ではないということでお話がありましたが、目的と期待される効果は関連があるのかなと感じました。授業時数を確保することで学力の向上、土曜日等の児童生徒の有意義な過ごし方で安心して学校生活を送る。そうすると、ウは開かれた学校づくりを一層推進するというので、学習活動を広げるということになっていますが、ここはやはり、より一層、連携を深めるということのほうが、より開かれた学校づくりとの連携理由となるのではと思いました。ですから、例えば学習活動を広げたり、より一層連携を深めたりすることができるというような形の方がよいのではないのでしょうか。学習活動だけになってしまうと、今、サタデースクールの名称も勉強だけではないという課長さんからのご説明もありましたので、そのところが1点感じております。

2点目は、実施内容と実施方法なのですが、実施内容の(3)と実施方法の(3)が重なっている。これは、2つ言う必要があるのかなという気がします。2の(3)のほうは始業日とするということを多分言いたいと思うのです。

もう1つ、この実施要項の「3日間を短縮する」ということは、管理規則で決められることで、ここで「短縮し」という必要はないと思います。例えばここは8月末の3日間は授業日とし、最初の日を始業日とするという形で、短縮ということは管理規則で決まってしまうわけですから、3の(3)も、ここであえて言わなくても管理規則で言われているわけですから、今のところで3日間を授業日とするということで短縮するということは分かってくるのかなと。

それから、同じような細かいところですが、開校記念日は授業日とするというよりは、ここも開校記念日は授業を行うというほうがよいのかなと。授業日にするかしないかは管理規則で決まってくるのかなと思います。

また、4の配慮事項については、(2)のところで出欠席の扱いについて書かれているのですが、少し誤解を受けるような気がいたします。例えば、ここでは、「児童生徒が土曜授業等の実施日に学校外の活動に参加する場合の出席簿の扱いは、通常の課業日と同様とする」というように、学校外の活動に参加する場合とだけ規定してあるのですが、例えば忌引きとか出席停止とか、他の場合もあるので、これはあえてこういう形ではなくて、例えば「児童生徒の土曜授業等の実施日の出席簿の扱いは通常の課業日と同じとする」ということで、要するにまるきり同じだと。だから、それは学校外の活動に参加する場合という記述だけですと、では出席停止とか忌引きはどうなるのですかという質問が来ないとも限らないというようなことが考えられますので、一応そういう意味で何点かお尋ねをさせていただきます。

○高木宏幸教育長 三浦指導課長。

○説明員 まず、2番と3番、実施内容と実施方法の(3)に同じような表記ということで、3番の実施方法の(3)は、あえて必要ない、あるいは表現をというご指摘かと思います。

ただ、実施方法につきましては、ここに夏季休業日と入れましたのは、(1)は総数ですが、(2)が土曜授業ということで、(3)で夏季休業日のことに触れ、土曜授業等実施要項の「等」が夏季休業も含めた実施要項ということになりますので、実施方法の中にもこういった表現を取り入れさせていただきました。また、そういったことから、夏季休業日を記述する必要があるのではないかと考えております。

また、この「夏季休業日を8月末から3日間短縮し」という表現につきましては、「3日間は授業を行い」とすると、「夏季休業日に3日間授業を行う」という意味にとられる心配があったので、あえて「8月末を3日間短縮する」という言葉を入れさせていただいた次第です。

ただ、今のご指摘のところもあると思いますので、また検討させていただければと思います。

4番の配慮事項(2)のところでございますが、ここににつきましては、ご指摘のとおり、土曜も通常の授業と同じ扱いというシンプルな表現ということも、そうだなとは思いますが、ただ、この要項を今後ホームページで公開、あるいは周知し、あるいは保護者やスポーツ少年団、社会団体等の方にも見ていただいたときに、その方々にも、より具体的にご理解をしていただきたい、そのためにはある程度の具体的な表現が必要かなということで、特に土曜授業等の実施日に学校外の活動に参加する場合ということで入れさせていただきました。

また、それを配慮していただきたいということで配慮事項の中にも入れたという経緯がありますので、土曜日に学校外の活動に参加する場合も通常の課業日と同様の扱いであるというふうに理解をしていただきたいということで、こうした表現とさせていただきました。できれば、

こちらはこういう表現にさせていただけると、より分かりやすいかなと担当としては考えております。

1 番（２）の期待される効果のウのところにつきましては、児童の目線で学習活動を広げたいと考えておりましたが、今、ご指摘いただきましたように「広げるとともにより一層連携を深めることができる」という表現を入れることも検討していかなければいけないと思っています。ただ、あくまでもここは児童生徒の視点から、こういった表現にしているということはご理解いただけると助かります。

○村田悦一教育長職務代理者 今、１点目にご説明のあった２と３のところは、このままでもいいのですが、要するに、３の（３）が上の項目とまるきり同じで、「土日含まず」と入っているかどうかですけれども、夏季が入っても、私は別にそれを削るということではなくて、「短縮し授業を実施する」と同じことが入っていますから、これは、特に３の（３）はいらないのではないかと思います。それから、４の配慮事項については、そういうことであれば「学校外の活動に参加する場合等」のように「等」を入れれば、ここはそれで強調されて、ほかにもなるのかなと。

○加藤由美委員 あと１つお願いというか、スポーツクラブなどは、今、土日が休みということが定着しているので、土日に試合を挟むことが多いと思うので、来年度の計画を立てるに当たり、やはりもう少し早くお知らせをしたほうがよいのではないかと思います。

○村田悦一教育長職務代理者 関連して、先ほどの通常の課業日と同様とするというのは、要するに学校外に参加したら欠席ということですよ。例えば、県教育委員会が主催する大会であれば出席とか、今のスポーツのほうも、同じ扱いでどういう大会であれば出席扱いと、その辺は、厳しくお願いします。通常の課業日というのが、今、どういう形になっているのか詳しく分からないのですが、当然、課業日に中学生が大会に出る場合には、学校を休んでもそれは出席扱いで行っていると思うのですが。

○説明員 今ご指摘をいただいたところにつきましては、今後、校長会等とも調整し、具体的に決めていかななくてはいけないところかと考えております。

実際、他市の状況を伺いますと、スポーツ少年団といったものについても、例えば練習試合などは変更が可能なのでそのことを理由として出席しない場合は欠席扱いとなります、と。ただ、全国から下りてくるような大きな大会については、校長会等で協議をして、出席をしなくてもよいと認めている地域もあります。あと、中学３年生においては、１０月は配慮して外したのですが、高校の説明会というようなものも、当然、この時期にたくさん入っております。

その指定された日にどうしても行かなくてはならないというような場面になった場合にも、やはり配慮が必要だろうと。日程の変更が可能であるものについてはいいかと思うのですが、そういう場面も想定されますので、その辺については、校長会とよく相談をしながら、学校、最終的には校長が決める内容になりますので、教育委員会としても指導しながら、その辺のところをよく考えていきたいと考えています。

○村田悦一教育長職務代理者 一体的にということで、第４１号議案についても説明がありましたので、第４１号議案について１点だけ、少し意見ということでお話をさせていただきます。

提案理由が、私はこういう議案が出されたときに一番大事なものと考えていつも見ているのですが、第４１号議案と第４２号議案の提案理由が、前段部分まるきり同じです。これは一体的に出すから同じでいいということでは、私はないと思います。

これは、草加市立小中学校土曜授業等実施要項が実施された場合に、結果としてより十分な授業時数を確保し、学力向上や子どもと向き合う環境づくりを推進することができるということだと思うので、第４２号議案についてはこれでいいのかなと。管理規則を変えるというのは、私はもっと違う理由があるのではないのかなと思います。例えば、学校週５日制への新たな対応を図るためとか、学校週５日制への更なる充実とか。当然にこれは学校週５日制の中の土曜日をどうしていこうかということで、この実施要項が出てきたと思うので、そういう意味では、管理規則を簡単に要項と同じ形で変えますという理由ではないと思います。その辺については、今は、意見ということで、課長さんの意見はお聞きしますが、そのように考えております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

まず、今ご意見を様々な視点からいただきましたが、提案理由については、村田委員さんからもご指摘はいただきましたが、事務局としては、一体的なものという考えのもとに、このような表記をしたということでございますので、管理規則、実施要項、これは一体的なもので、そしてなぜこれを改正するに至ったかという理由ということで、同じような表現になっているということで、今回はご理解いただければ大変ありがたいと思います。

それから、加藤委員さんからお話がありました、この土曜授業等を実施する中で、関係団体に早く周知すべきということについては、これはごもっともなことでありますので、教育委員会、そしてまずは学校の校長先生方に周知をした中で、速やかに関係団体及び各保護者の方々等にも周知をしてまいりたいと考えております。

それから、実施要項について、村田委員さんから幾つかご指摘をいただきました。担当課長からも説明はありましたが、目的と期待される効果というところにおいては、期待される効果

は子どもの立場に立ってと、これも実は検討委員会の中でも様々な議論をした中でこういう表現になったと聞いているわけですが、同時に実施内容と実施方法についても、土曜日等の「等」が入っているということで、同じような表現になっているけれども、あえてどちらにも実施内容、実施方法については記載したということでございます。

それから、配慮事項のところについては、村田委員さんからのご指摘のとおりで、土曜日にも通常の授業を行うわけでありますから、基本的に出欠の取り扱いは何ら他の日と変わらないと思っております。ただ、授業を土曜日に行うということで、その場合の扱いはどうなるかということで、改めて、例えば社会教育団体等からの質問等も予想されますので、こういった形であえて書かせていただいたというようなことでございます。

この中で、今、担当課長から少し見直すというようなことがありましたので、幾つかご指摘いただいたことについて、この件については、後ほど実施要項について、今ご意見いただいたことについて反映させるべきところを反映する、あるいは、ご理解いただくところはご理解いただくということで、担当課は検討するようにしたいと思います。

それでは、この第４１号議案と第４２号議案については、改めて、再度確認をした上で採決をしていきたいと考えておりますので、この件は、まずは一旦保留させていただきます。

◎第３８号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第２条第３項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第３８号報告につきまして、青木教育総務部副部長より説明させます。

○説明員 第３８号報告 職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明を申し上げます。

この案件は、本来ならば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、平成２７年１１月４日付けで、職員の人事について専決処理をさせていただきましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては、休職の延長、主幹職１件でございます。休職期間は、平成２８年１月２６日まででございます。説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

なければ、第３８号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第38号報告については、承認いたします。

◎第39号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第39号報告につきまして、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 平成27年10月の県費負担教職員の人事につきましてご報告いたします。

1、育児休業が小学校教諭1件、小学校養護教諭1件でございます。取得した職員は女性でございます。

2、発令につきましては欠員補充が小学校教諭60件、小学校養護教諭1件、小学校事務職員2件、中学校教諭37件、中学校事務職員1件でございます。代替でございますが、小学校産休代員2件、小学校育休代員2件、中学校病休代員1件、小学校休職代員1件、中学校休職代員2件でございます。病休・休職のうち2件の理由は、精神疾患でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 この小学校教諭60件と中学校教諭37件について、もう少し詳しく教えてください。

○説明員 4月1日から9月30日までを前半といたしまして、全てを更新し、10月1日からということですので、4月から働いている臨時的任用職員が更新のためでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 関連して、その更新は全員されたのか、あるいは課題があつて更新されない職員や、派遣がいたのか。それから更新の要件は何なのか、どういう状況であれば更新されていくのかを教えてください。

○説明員 まず、課題のある教員はおりません。更新する際は校長からの臨時的任用教員の勤務状況票をもとに更新いたします。それをもとに全員更新できたということでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 勤務状況というのは、具体的に、どういう内容になりますか。

○説明員 勤務の中の教科指導等の状況や校務分掌、学級経営、生徒指導等、項目がありまして、そこにA、B、Cで評価をし、総合評価する勤務状況票をもとに更新をしております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第39号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第39号報告については、承認いたします。

◎第40号報告 平成27年度草加市議会第1回臨時会に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

それでは、第40号報告につきまして、青木教育総務部副部長に説明させます。

○説明員 平成27年草加市議会第1回臨時会について、その概要をご報告申し上げます。

第1回臨時会でございますが、平成27年10月30日に開催されました。この日、議長及び副議長の選挙が行われ、市長から監査委員の専任につき同意を求めることについての議案が提出されました。

内容につきましてご報告申し上げます。

議長は公明党の飯塚恭代議員、副議長は草加新政の関一幸議員、監査委員は草加新政の芝野勝利議員が同意されました。報告は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 新しい議長さんは、いつからになるのですか。

○説明員 これは、10月30日議会におきまして、選挙が行われまして、その場で議長が交代しています。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

なければ、続きまして、本日、追加提出いたしました案件の審議に移ります。

◎第43号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について

(草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について)

○高木宏幸教育長 まず、第43号議案につきまして、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第43号議案についてでございます。

この議案は、草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により草加市長より意見を求められたことについて、教育委員会にお諮りをし、ご意見をいただくものでございます。

始めに、7 ページからの条例等の中の、教育委員会に関わる事柄につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、条例第4条につきましては、個人番号の利用範囲に係る規定でございます。

別表第1の6の項におきまして、学務課が所管する就学援助に関する事務、3の項におきまして、教育支援室が所管する特別支援就学奨励費に関する事務がそれぞれ個人番号を利用できる事務とされております。

次に、別表第2がございます。12ページの7の項におきまして、学務課で所管する就学援助の医療費の援助に関する事務、そして17ページにございます22の項におきまして、教育支援室が所管する特別支援就学奨励費に関する事務につきまして、それぞれ個人番号を利用できる事務及び特定個人情報を利用することができる事務として規定されております。

次に、第5条につきましては、特定個人情報の提供に関する規定で、別表3の1の項におきまして、学務課が所管する就学援助に関する事務、次の2の項におきまして、教育支援室が所管する特別支援就学奨励費に関する事務につきまして、それぞれ特定個人情報の提供を求めることができる事務として記載されております。

それでは、マイナンバー制度の概要を含め、各事務の流れ等につきまして、お手元の参考資料に添って説明させていただきます。

マイナンバーは、国民1人1人が持つ12桁の番号で、行政の効率化、利便性の向上などを目的に、平成28年1月より社会保障や税などで利用が開始されます。このマイナンバーでございますが、国のマイナンバー法のほか、市が条例を定め、マイナンバーを独自利用することができます。

マイナンバー法で教育委員会が関わる事務は、就学援助（医療費）に関する事務でございます。個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムという専用のシステムを使った情報提供や情報照会ができるとマイナンバー法に書かれております。こちらにつきましては、別紙、根拠の条文というのがございますが、その抜粋の1ページにあります第9条第1項及び第19条第7項で規定されております。

事務におきましては、特定個人情報の利用及び管理、情報提供や情報照会を行いまして、現在、想定しております情報提供や情報照会の内容は、就学援助の医療費支給の履歴や疾病状況であり他市町村との情報連携は平成29年1月から利用開始でございます。

次に、マイナンバーを草加市で独自利用することにつきましては、条例では、教育委員会内と庁内での情報連携と、市長部局と教育委員会において情報連携する特定個人情報の提供に区

分されております。マイナンバーを教育委員会が独自利用できる根拠といたしましては、特定個人情報保護委員会という、内閣府外局の第三者機関が他団体と情報連携を行うことで認められたもので、就学援助に関する事務、特別支援教育就学奨励費に関する事務が該当します。このことにつきましては、資料、根拠条文抜粋の3ページにマイナンバー条例がございます。これらの事務において、マイナンバーを独自に利用することで、就学奨励や就学奨励費を申請する際の課税証明の添付の省略や手続の迅速化を図ることができます。

次に、マイナンバーの独自利用事務についてご説明いたします。就学援助につきましては、学校保健安全法による医療費用の援助、関係事務が庁内連携に該当いたします。具体的な事務内容でございますが、医療費の支給に当たりましては、学務課内で就学援助対象児童生徒であるかどうかの確認を行います。当該対象の保護者に医療費の支給を行います。

特定個人情報の提供でございますが、保護者から就学援助申請があった場合、市民税課もしくは福祉課に情報提供をお願いします。

続きまして、就学奨励費の事務でございます。庁内連携でございますが、保護者から就学奨励費の申請があった場合、就学援助対象者であるかどうかを学務課で確認します。

特定個人情報の提供でございますが、保護者から就学奨励費の申請があった場合に、市民税課に所得情報の情報照会や情報提供を行います。以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　私も分からない中での質問になってしまうかもしれませんが、今の説明の中で、求めることができるということがありましたが、求めても拒否されることもあるのでしょうか。求めたら全部、それは利用できるのかということを1点、お願いします。

それからもう1点は、このマイナンバーの利用は平成28年1月ですけれども、実際に業務としては平成28年4月から進めていくのか、あるいはもう平成28年1月から進めていくのか。いつから実際にこれが開始になるのか、とりあえずその2点についてお願いします。

○説明員　まず、1点目の求めたものに対して必ず提供されるかどうかにつきましては、他市町村との連携が平成29年7月から始まりますので、こちらは、市町村によって提供するかしないかというのを独自で判断いたしますので、必ずしも照会したもの、情報提供して下さったものがそのとおり返ってくるわけではございません。

次に2点目の、いつからこの特定個人情報、マイナンバーを使うかということにつきましては、法律上の被保険者の医療費につきましては、平成29年1月からを予定しております。ま

た、独自利用の就学援助の認定、給食費ですとか学用品の支給を行う部門、また特別教育奨励費につきましては、平成２９年７月からの利用を予定しております。

○加藤由美委員 ②の照合というのは、どういう方法になるのでしょうか。

○説明員 マイナンバーのデータ照合につきましては、先ほど申し上げたとおり、専用のシステムを使わせていただきます。実際は、自治体間のネットワークを使って、該当の個人が就学援助、または奨励費の対象であるかどうか、課税情報があるかどうかという確認を行います。それで、情報を持っているものから、その個人は対象である、対象でない、データ提供をしますというお返事をいただくので、その確認のために、まずは照合、照会ということをさせていただくことになります。

○加藤由美委員 全てネット上で手続き終わるということでしょうか。

○説明員 はい。今までは、申請する方が役所におみえになり、必要書類を揃えて申請するという形でしたが、この対象者の方の同意を得られれば、システムを使って、全て役所間で行うことになります。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４３号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４３号議案については、可決いたします。

◎第４４号議案 草加市小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

◎第４５号議案 草加市小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定について

◎第４１号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、第４４号議案、第４５号議案及び第４１号報告については、それぞれ関連がありますので一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 それでは、第４４号議案、第４５号議案及び第４１号報告を一括審議とさせていただきます。

なお、第４４号議案及び第４５号議案については、第４１号報告の答申を受けたことに基づく議案でございますので、まず第４１号報告、そして第４４号議案、第４５号議案の順で説明させていただきます、その後、２つの議案の審議を行うこととします。

それでは、川崎学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第４１号報告 草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告についてでございます。

平成２６年７月２８日付け、草教学第４４８号をもって、草加市立小中学校通学区域審議会に諮問した事項「草加市立小中学校の通学区域の在り方について」別紙のとおり答申がありましたので、報告いたします。

平成２６・２７年度草加市立小中学校通学区域審議会の答申において、新田小学校の通学区域である旭町２丁目、４丁目、５丁目の栄小学校との選択可能地域を平成３０年度入学から廃止し、松原２丁目１番から３番の一部と４番について、指定学校を松原小学校とするものです。なお、松原２丁目の１番から３番の再開発中の場所については、住所表示が確定した段階で、今回の答申をもって規則を随時改正してまいります。

なお、別紙参考資料で図がございます。そちらをご覧ください。

図に太線がございますが、太線の右側が栄小学校、左側が松原小学校の学区になります。また、点線の部分ではございますが、今後、建物が決まり次第決定の方向で進めてまいります。第４１号報告につきましては、以上でございます。

続けて、第４４号議案の説明をさせていただきます。

第４４号議案 草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございますが、平成２６・２７年度、草加市立小中学校通学区域審議会答申を鑑み、一部地域について指定学校を草加市立松原小学校通学区域とする必要性を認めたためでございます。

草加市立小中学校通学区域及び就学すべき学校の指定に関する規則の一部を、２１ページ別表１、小学校の通学区域の表、草加市立栄小学校のページの中、「（松原２丁目）」を「（松原２丁目の一部（１から３）の一部）」と改め、同表、２２ページ、草加市立松原小学校のページの中、「北谷町の全域」の次に、「松原２丁目の一部（１から３の一部）、４」を加えます。なお、参考資料といたしまして、２３、２４ページに新旧対照表を添付いたしました。

続いて、第４５号議案でございます。

第45号議案 草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を改正する基準の制定についてでございます。

提案理由でございますが、平成26・27年度草加市立小中学校通学区域審議会答申に鑑み、草加市立新田小学校の通学区域である旭町2丁目、4丁目、5丁目の草加市立栄小学校への選択可能地域を、平成30年度入学者から廃止する必要性を認めたためでございます。

草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の一部を、別表第2の中に、「新田小、栄小学校は平成30年度入学より廃止」を加えます。45号議案については以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 年度によってなど、変更の地域が出てくると思うのですが、そこでの特例といますか、例えば兄弟関係とか、そういったことがあると思うんですけれども、その辺について、もう一度確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○説明員 小学校の場合は、お兄さん、お姉さんが上にいる妹、弟は認めるというようになっております。ただ、小学校にいるということでございますので、そこは気をつけなければいけないところです。

また、中学校におきましては、特にそういったものはございません。

○小澤尚久委員 ありがとうございます。追加でよろしいですか。兄弟がいる間は、そこを選んでもいいし、新たなところに行ってもいいと、そういうスタンスでいいわけですか。

○説明員 選択可能地域についてはそうです。

○小澤尚久委員 可能地域については、ですね。わかりました。ありがとうございます。

○村田悦一教育長職務代理者 ここで通学審議会の会長さんから答申が出されたわけですが、実際、ここで1つのものにまとまったわけですが、審議会では、例えば喧々諤々だったのか、ある程度方向性を持ったものだったのでしょうか。特に審議会での附帯事項がここに書かれていなくても、特にこんなところはとか、何かそういうところがあれば、審議会の様子についてお知らせいただければと思います。

○高木宏幸教育長 橋本教育総務部副部長。

○説明員 審議会の委員の皆様からは、先ほど小澤委員様からご指摘いただいたように、子どもや保護者にとって通学する学校というのは大変大きな問題であるということで、そこに十分配慮しながらやらないといけないということで、選択可能地域を廃止するに当たっても、先ほどご指摘いただいたような兄弟関係はどうするのかとか、また今回松原小学校区域にするに当

たっても、マンションの区切りのところですね、そういったところとか、新しいURに転居してくるお子さんの扱いですとかについてもかなり時間をとって、子どもたちの不利益にならないように検討させていただいていたというような状況がうかがい知れました。

○村田悦一教育長職務代理者 具体的に線引きをしたわけですから、このような線引きについて審議会で、こっちがいいとか、あるいはこっちがいいとか、その辺のことは出ているのか。あるいは、出なくてスムーズに、これしかないという形で、今回の答申が出てきたのか。その辺がわかればお聞きしたいと思ったのですが。

○高木宏幸教育長 川崎学務課長。

○説明員 その地図にありますように、①、②、③のところに1つのマンションが建つわけですが、2つの大きなマンション、建物があるのですけれども、それを半分ずつではどうかという意見もございましたし、またこちらの線が①と②のところの切り方について、この真ん中がいいのではないかとということで、何点か、線のことについてはありました。栄小学校の真ん前であったり、栄小学校が見えるところについては、やはり栄小学校がいいのではないかと、そのようなものが、3つぐらいの案を話しながら、この区間に落ち着いたものでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 ありがとうございます。44号議案のところの提案理由で、指定学校を草加市立松原小学校とする必要性を認めた、これは先ほど課長さんからあったように、栄小学校が増えていくので仕方がないと。たまたまこの場合には、両方とも新しい学校で、これは今、スムーズに幾つかあったということでしたが、これがもし新しい学校と古い学校とか、そういう形、あるいは途中危険なところがあるとか、いろんな状況があると思うので、その辺のところを、やはり十分審議会、あるいは地域の方と話していく必要があるのかなという感じを持ちました。

それから、先ほども少し話が出て、副部長さんからもありましたが、45号議案、選択可能地域を廃止する必要性を認めたということで、こういう形で基準の一部を改正する基準の制定となりますけれども、実際にそのとおり動いていくのかどうかというのは、ここがまたなかなか難しいところだと思います。これも先ほどの周知と同じように、よく地域住民の方のご理解をいただかないと、こう決めたけど、結局実際には、というのでずるずるなってしまうと、決めたことがなし崩しになる心配もありますので、その辺、ぜひ地域の理解を得ながら、今後とも、そして他にも児童生徒数の増減があるところもあるかもしれませんので、学務課としてはよく見ていただければと思います。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４４号議案、第４５号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４４号議案、第４５号議案については、可決といたします。

◎第４１号議案 草加市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

◎第４２号議案 草加市立小中学校土曜授業等実施要項を定めることについて

○高木宏幸教育長 それでは、先ほど採決を保留いたしました第４１号議案、第４２号議案につきまして、修正案を配付させていただきました。

それでは、実施要項の修正について、三浦指導課長から説明させます。

○説明員 再度審議をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどご指導いただいた点、修正した点のみ説明をさせていただきます。

まず１番（２）期待される効果のウ、学校、家庭、地域が一体となった体験活動や公開授業が実施しやすくなり、学習活動を広げることができるとともに、より一層連携を深めることができる。

２番、実施内容の（３）８月末の３日間（土日含まず）は授業日とし、その最初の日を始業日とする。（４）開校記念日（平日）は授業を行う。

３番、実施方法（３）夏季休業日を８月末から３日間短縮する。

４番、（２）児童生徒が土曜授業等の実施日に学校外の活動に参加する場合等の出欠席の扱いは、通常の課業日と同様とする。

以上、５点でございます。なお、３の実施方法の（３）につきましては、やはりこの方法の中に各休業日を短縮するということを明確に入れないと実施方法が土曜に限ってしまうということ、あるいは夏季休業日に、これまで夏季休業日にあった３日間授業を行うその方法として、短縮するということをここに入れる必要があると考えておりますので、（３）はそのまま残すということで再度案を練りました。

なお、規則につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今、土曜授業等実施要項についての修正案について説明がありました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第４１号議案、第４２号議案につきましては、修正可決とすることよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４１号議案、第４２号議案については、修正可決といたします。

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○今井教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○説明員 次回の教育委員会の日程でございますが、第１２回定例会につきましては、１２月２４日木曜日、時間は午後１時３０分から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後２時５０分 閉会